

第八六号昭和卅八年十月十五日発行
毎月十五日一回発行 一部 十円
昭和卅二年十月十八日 第三種郵便物認可

拓水

10

目 次

漁業災害補償制度確立を目指し県下漁協組合長大会開く.....	1
漁業災害補償制度要綱.....	2
「随筆」へっぴり奇談(その2).....助川助六...	5
水試ニュース(播磨灘東部における夏季底棲水族へい死についてのまとめ)...	6
淡路ニュース.....	8
信漁連ニュース.....	8
生活の科学化.....吉中技師...	10
凍結装置(コンタクトフリーザー)について.....豊永技師...	12
沿岸漁業等振興法.....調整係...	13
お知らせ(のり網配布).....	16

兵庫県漁業協同組合連合会
財団法人 兵庫県水産業改良普及協会

漁業災害補償制度確立を目指し

県下漁協組合長大会議開く

漁災兵庫県地方本部

昭和三十九年度より漁業共済事業の本格実施が行なわれるのを期として、立法による、漁業災害補償制度を確立すべきであるという声が各地において「ほうはい」として高まるにいたり、中央においては、大日本水産会、全漁連、全水共その他十一団体からなる、オール水産団体をもって構成する、漁業災害補償制度期成中央本部（漁災中央本部）が設けられ、更に各都道府県に地方本部を結成しての、いわゆる系統あげての組織的な運動として今や全国的に大きく盛り上がりつつある現状である。

本県にあつては、八月二十一日に開かれた漁業協同組合長会において、いち早くこの運動の地方組織にあたるものの結成が決議されたのであったが、九月二十六日再び組合長会議が、県漁連、県信漁連の共催によって開かれ、壁頭別掲の如き県漁連会長の挨拶があつて先づ、漁災中央本部と直結する、漁災県本部の結成が決議され、本部役員には県漁連の役員全員が当ることとなり、又事務局も県漁連内に設置された、引続き会議は、業界が目指す漁業災害補償制度要綱の内容検討、関係方面への陳情、運動要領及び運動資金の釀出割当等が万場一致をもって議決された。

（三浦県漁連会長挨拶）

本県対策本部は去月二十一日既に結成済であります。中央本部のその後の伸展に伴いまして、是非御協議の必要を生じましたので、漁連、信連共催の元、本県漁業組合長会議を茲

報告旁々所感の一端を申述べたいと存じます。

去る三十二年より、漁獲保険に類する漁業共済を、試験実施として、私の関係している全水共が、政府より委託を受け、事業を代行してきたのであります。ところでこの試験実施は一応トップして、現在当局に於いては、本格実施の過程として、試験実施中の資料を集約検討されると共に、共済研究委員会を特設して、その委員会は今だ調査研究中となつているのであります。ところが、この試験実施発足当初より問題点であった漁業共済が、保険として成り立つか否やの問題点であります。これを百の議論より一の実験との筆法で、約六年の間貴重な体験を積み重ねて来たのであります。為に運用上に於ける実際的な問題点、又微妙にして困難性の問題点等も、逐次発見解明されまして、今後真剣な反省の元に、慎重な創意と工夫を加うるならば漁業共済は、保険として立派に成り立つものなりと強く自信を以て、割り切ると共に、来るべき本格実施に備えて、全水共としては、目下待機中なのであります。

業構造改善と関連して、採る漁業より造る漁業への転換ムードが逐次濃厚であり、又一面これは時代の要請なりとも、考えられるのであります。随つて、この造る漁業の健全化と担保裏打に伴う金融の円滑化の為め、今や養殖共済制度の緊急実施の必要が痛感されているのであります。更に農業と比較対象して考えてみますと、農業に於いては今尚統制の形で食管法があつて、主たる農産物は国家の保護があり、又農業共済の面では社会制度を意味した方式で、比例や比較にならない程の莫大な金が醸出され、尚一度天災が起れば農産の被害は、その被害が目ではつきり見える関係上、特別立法や緊急措置等で、充分救済されていますが、ところが漁業関係に至っては何等の保護等はないのみならず、異常気候の天災の如きは、海陸共通の現象で起ると言う事は既に科学的にも立証されている筈なのであります。然るに漁業の被害状況は海の中での出来事で、目に見えぬ関係上、定め手が容易でなく為、救済の手は届かずいつも、泣き寝入りになることがあたかも宿命の様な感じさえ致すのであります。ところで漁業共済が本格実施の研究のさ中に於きまして

次に近時沿岸漁業界に於いては、漁

、漁業者多年の要望切なるものがあ
りました。漁業災害補償制度の実現
に、我然運動方針が切り換えられ、
しかもオール水産の運動態勢で、未
だ層でない一大運動が展開されてい
るのであります。そのねらいとする
補償法実現の行為にいたりましては
沿振法が良い足掛りになり得た事
と、又六年間の試験実施と言う貴重
な体験が大きな布石に打込まれてい
るやに見なせるのであります。更に
漁業生産とは、自然的不可抗力に左
右され殊に生魚には相場なしと言う
言葉がある位で農業以上に不安定で
あり又最近では第二次産業の高度の成
長と、海岸線に於けるベルト式工場
建設ブームが為に種々な支障や障害
を蒙りその不安定性はピークに達し
ているやに見受けるのであります。
随って以上の諸点を総合勘案します
るときこれをカバーし救済出来得る
ものは唯災害補償法があるのみで、
他に施策や方法は絶対ないと信じる
のであります。ところがこの特効薬
に価する補償法の実現とは、単独立
法の制定であり尙相当多額な予算の
裏打ちが必要であり殊に三十九年度
を目途としている関係上これが実現
は容易なわざでない事勿論でありま
す。

ところがむつかしいとか、困難とか
言う事は必ずしも不可能と意味する
ものでないと言う事と自覚する事が
この際もつとも大切な事だと思ふの
であります。又大きな問題と取っく
む以上は、与論の如何は、大切な鍵
である事勿論であります。但し今
後の与論の動向は中央地方を通じ
て、逐次旺盛になる事は充分期待し
得ると信じております。又国会
の解散ムードは漸次濃厚であり、又
年内総選挙の公算も大であつて、為
に各県毎の選挙地盤を通じて理解あ
る議員先生方に、運動の趣旨を話し
て協力を得るには絶好のチャンスで
あり又より良いタイミングでもある
と考へるのであります。
更に本年度の漁業施策の最重点是、
この補償法一本に絞るとの気構え
で、この運動の成否の如何は系統運
動の試金石と信じ、尙今こそ系統運
動に新しい歴史の一頁を打ち立てる
べき秋なりとの真意で、この目的
達成の爲には唯前進あるのみで、一
歩たりとも後退は許されぬ。
その行動こそ、これが成功の絶対条
件なりと信じてるのであります。
随って各位に於かれましては、以上
の理由を御理解下さると共に、
(1) 漁業の安定のため

- (2) 漁業従事者生活保護のため
 - (3) 金融の円滑化のため
- 以上を特に意味する漁業災害補償法

漁業災害補償制度要綱

漁業災害補償制度期成中央本部

第一章 基本方針

第1 前提

(1) 漁業災害補償制度の完全な実施
が漁業経営安定のための唯一の基
本方針であり、漁業経営近代化の
ための不可欠の基本前提であるこ
とが、全漁業者の一致した認識及
び要望となつてきています。

(2) 六年間にわたる漁業共済事業の
成果は、これに国の手厚い助成と
ある程度の改善を加えれば漁業災
害補償制度の実施が可能なること
を本格的に実施することを全漁業
者は衷心より待望している。

第3 事業組織

(1) 漁業災害補償制度の事業実施組
織は、原則として水産業協同組合
法による系組織をもつてこれにあ
てる。

第2 実施方針

あらたに「漁業災害補償法」を制
定し、本制度を恒久的制度として確
立する。

(注) 1 漁業災害補償法の内容

は、おおむね農業災害
補償法に準ずる。

(2) 都道府県に元受団体として漁協
が寄つて構成する「府県共済漁業

実現の目的達成について大いに頑張
つて下さる様特にお願ひしまして開
会の言葉と致します。

2 水産業協同組合法にお
ける水産業協同組合共
済会に関する規定はこ
れを廃止する。

3 現行の漁船損害補償法
及び中小漁業融資保計
法との機能調整につい
ては与論の動向によつ
て措置する。

(注) 沿岸漁業に根ざす漁業共済事
業を実施するのに、漁協系統か
ら離れた別建の組織を設ける必
要はまったく認められないとい
う漁協系統をあげての強い要望
による。

協同組合連合会」を設立し、中央に再共済団体として「全国共済漁業協同組合連合会」を設ける。

(注)

- 1 事業の性格上広い地区による漁協を除いて、一般の漁協を元受団体とするのは無理がある。のでさしあたり行政庁の認可を受けない限り元受はできないこととする。
- 2 共済団体は、水協法による規制のほか、漁業災害補償法による強い規制を受けることとなる。

- 3 府県共済連の設立されない府県(例、内水面漁業のみ府県)においては漁協が直接全国共済連の事業を利用する。

- 4 府県共済連の事業活動の完壁を期するため、主要水揚地に十分の現地駐在員を配置し、事故査定機能の強化をはかる。

(3) 共済事業が漁業協同組合の本来の事業であることを明確にすると

共に、漁協の共済事業活動の充実強化をはかる。

(注)

- (1) (義務加入、連合加入、集団加入) 加入に関する事務はすべて受益者代表としての漁協に委託する。
- (4) 全水共による従来の火災、厚生

第二章 国の助成

第1 基本方針

国の助成は、支払財源の確保、共済掛金の補助及び事務費の助成の三項目について行なうものとし、助成の程度は農業共済に準ずる。

第2 支払財源の確保

- (1) 共済収支のうち通常危険部分については、漁業共済団体が支払責任を持つこととし、過渡的な収支不均衡を調整するため、別団体として国庫と地方公共団体の出資による「漁業共済基金」を設ける。
- (2) 府県共済連が元受する共済責任のうち異常危険部分については国が再保険により責任を負う。

(注)

1 農業共済では、過渡的な収支調節を図るため国庫と府県共済連との

出資による「農業共済基金」を別団体として設けている。

2

再保集は「超過損害再保険」の方法をとるものとし、府県共済連が個々の契約について自己負担とする保有損害限度率を定めておき、損害がこれをこえたときその部分を政府がてん補するものとする。

3

国の行う保険事業の事務は、漁業共済基金に代行させると共に支払共済金の立替払に当らせる。

第3 共済掛金の補助

- (1) 連合加入、集団加入及び義務加入により加入するものについては、共済掛金のうち異常危険掛金部分の全額及び通常危険掛金部分の半額。ただし通常危険掛金部分については一定の共済金額に相当する部分まで限度とする。
- (2) その他の方法により加入する者については、共済掛金のうち異常危険掛金部分の全額。

(注)

農業共済では、共済掛金のうち超異常危険部分の全額と異常

危険部分及び通常危険部分の半額を国が負担している。

第4 事務費の助成

- (1) 漁業共済団体の事業実施に必要な事務費の相当額を国において助成する。
- (2) 漁業共済団体が漁協に対し交付する事務委託交付金の相当額を国において助成する。

第三章 制度の仕組

第1 事業種類

- (1) 漁獲共済
漁業共済は次の三種類とする。
漁期間における漁獲金額があらかじめ定める限度額に達しないとき共済金を支払う事業。
- (2) 養殖共済
養殖業について、その養殖生物及び施設が自然的、不可抗的な災害により損害をうけた時、その損害に対し共済金を支払う事業。

(3) 漁具共済

漁具が自然的、不可抗的な災害により損害をうけた時、その損害に対し共済金を支払う事業。

第2 制度の対象となる漁業者

漁業共済制度の目的が漁業経営の安定をはかることにあり、また十分な危険分散をはかるためには広く加

入を得る必要があるので、沿岸漁村に基盤を置くと思われる漁業者を広く制度の対象として網羅する。

(注)

1 漁協の組合員たる資格を有するもの及びその過半数が参加する漁業経営体はすべて契約できることとする。

2 引受条件については、できるだけ制度を緩和する。

例えば、現行の共済規程では、過去二年の操業実績がないと加入できないことになっていいるが、類似経営体の実績を参酌して共済限度額を定める方式により加入できるようにすべきである。

第3 加入方式

加入方式については、任意加入方式を建前とするが、義務加入の方式を採り入れる。なお、実規模漁業は連合加入により加入できるようにし、集団契約方式は採具、採藻業に局限する。

(注) 現地駐在員の充実により、小規模漁業でも連合加入により個別に契約の引受をすることが可

能となる。

第4 共済掛金の支払方法

共済掛金は、別に定める納入についての条件をみたす場合に限り分割払を認める。

(注) 納入についての条件の一つとして共取代金の払込準備積立の義務を課する。

すなわち分割払による場合は共取代金の五パーセント程度の共済掛金払込準備金として積立させ、豊漁の場合には積立金より払い込ませ、不漁の場合には不足分を共済金と相殺して徴収する。

第5 共済掛金の継続加入割引

無事故者の継続加入については無事故継続年数に応じて共済掛金の大幅な割引を行なってこれを奨励する。

(注) 無事故者の継続加入は、危険率の低下に寄与するところが大きいので、純掛金部分についても割引をすることが可能である。

第6 漁獲共済

(1) 共済限度額

共済限度額は類似経営体間に著しく差が生じることがなく、また年度毎に過去の実績に含まれる偶然

的な好、不漁によって著しく変動することがないようにする。

(注) 共済限度額は基準漁獲収額に

標準率を乗じた額とし、基準漁獲収入額および標準率はそれぞれ次のように定める。

1 「基準漁獲収入額」は定置

漁業については過去六年のうち最高、最低を除く年度、定置漁業以外の漁業については、上昇傾向にあるものは過去二年、その他のものは過去三年の漁獲収入額の平均の額とする。

(1) 連合契約にあってはその額が連合契約者の全体の平均と著しく異なる場合には平均を基準とする上下一定の額を限度とする。

(2) 新規着業者その他特別の事情があり、これにより難しいものは類似経営体の基準漁獲収入額を勘案して定める。

2 「標準率」は漁獲変動の傾向

向に応じて地区別、漁業種別に定めることとする。

例えば
イ 上昇傾向にある漁業及

ハ 年度間の漁獲の変動が少ない漁業九〇%

ロ 年度間の漁獲の変動が標準的な漁業八〇%

ハ 不降傾向にある漁業及び年度間の漁獲の変動が大きい漁業七〇%

(2) 共済限度額の特約

優良経営体の加入促進をはかるとともに、不漁の続いている経営体の限度額が生産費を大きく下廻ることがないようにするために、共済限度額を一〇パーセントないし二〇パーセント程度引き上げて特約できる制度を復活する。

(注) 特約できるものは、つぎのようなものに限定する。

(1) 漁獲が逐年上昇傾向にあるもの
(2) 年々の漁獲に変動が少ないもの
(3) 共済限度額が生産費の一定額を下廻ると認められるもの

(3) 共済掛金率

共済掛金率は個々の加入者の危険率実績に応じて、その適用率を変えるようにし、危険度と掛金負担との均衡をはかる。

(注) 地域別の掛金体系には不合理があるので、個々の加入者ごと

に、共済限度額に對する漁獲金額のフレの程度に應じて掛金を賦課する方法をとる。

(4) 不漁準備積立方式の採用
豊漁年における剰余金の一部を不漁準備金として共済団体の指定する方法により積立できるようにし、その場合共済事故が発生したときはそう積立金を優先的にとりくずし、なお不足ある場合に共済金を支払うという方式をとり入れる。

(注) 税法上積立分についてはその年度に課税せず、積立金をとりくずした年度の収入として課税することとし、実質的に税金負担を軽減できるようにすると共に、この契約方式をとる場合、契約者の掛金は非常に低めることができるという二つの特長がある。

(5) 休漁補済特約方式の採用
漁船の沈没その他不慮の事故による休漁のみを事故の対象として、休業期間中の経営費を補てんする特約方式を設ける。

(注) 北洋鮭鱒のようなく安定した漁業について、漁獲共済の代りに加入する制度として新設する。

第7 養殖共済

(1) のり、かき、真珠、はまち、うなぎ等の養殖業について養殖中の生物及びその養殖施設を一体として共済の目的とする。

(2) 台風、津波、暴風浪等による生物及び施設の損害ならびに病虫害、気象害、汚廃液等による生物の損害を共済事故とし、災害を生じた時点の損害額をてん補する。

第8 漁具共済

一般漁具について共済額をかためると共に、てん補範囲を拡大して、加入の促進をはかる。

(注) 1 損害時の時働をてん補するよう共済価額をかめる。

2 大型定置網及び旋網について分損の最低を10パーセントとするほか、共済の対象として網地以外に附属具をも含める。

十一月一日より県庁の代表電話番号が④七四三三から④七七一に変更しますのでお知らせします。

隨筆

へっぴり奇談 (その二)

助 川 助 六

いつだったか、手もとにある野史をひもといてみたら、次の様な屁で損をしたということが記されていた。即ち明治六年二月発行の『新聞雑誌』七十六号紙によれば、そのころは世を挙げて洋風を謳歌し、こんにちのアメさん一辺倒のように付和雷同して文明開花に追随する時勢であった、ハダカはいけない、立小便はいけないという禁令が出て世の男どものドギモをぬいたのもこのごろであった。

現代でさえこうした不行跡は、男どもの特権として伝承されているくらいだし、まことしなやかな女性でも人けのないのを幸いに気分を爽快にし、闇の中からホノカなおいを逸散させる始末であるから、今から八十数年前に脚を出してはいけない、屁を出してもいけないという禁令に接した人々の恐れは、まさに郡臣驚ガクどころの比ではなかったらしい。

やがてその法令が女性の側にとっても畏怖すべきものであることが判

ったが、最初に挙げられた犠牲者は、吉原の遺り手であった喜代と呼ぶ女であったといわれる。

くわしくいうと勢喜屋という遊郭にいる彼女が、ある日、亀井戸の妙義神へお参りしてから、帰り道である押上の堤で急に放屁をもよおしたが、それがウンのつきであった。

あたりに人けのないのを確めて遂に一発ぶつ放したが、あにはからんや、土手のかげから巡査が飛んで出たので、可哀そうに彼女はたちまちひつとらえられて、屁をひった罰金として即決七百五十文の言い渡しをうけ、屁もうかうかやれぬ時世を嘆いたということである。

ついでに路傍で小便をしたのがめられた一例をあげると、某県から東京見物をするために、数十人が一団となって明治六年二月に上京したが、その中の一人がおりあしく小便を催してガマンがならなかった。しかしかねて村長から前掲の禁令を破ると軽くて罰金、重くて逮捕されると注意されていたので、伝え聞く公



○播磨灘東部における夏季后底棲水族 へい死についてのまとめ

一、海況

衆便所なるものをさがし歩いていたが、やっとそれらしい箱に出あった。見ると便箱と書いてある。便は小便の便だから、てっきり小便箱の意味だろうと早合点して、なおもよく見ると差入れ口と書いた穴がある。ハハアこれは便利に出来てると感心しながら、遂にホースをつき込んでジャブジャブやってしまったから大変、カンカンに怒って駆けつけた巡査にもなくつかまってしまったという珍談ならぬチン談が残されている。

さて芝居や映画の中に、それぞれクライマックスのシーンがあることはみなさま先刻御承知の筈、ものを書いた場合でもやはり御同様。前回では本文中の「ぐう、すう、ぴい」が「ぐう、すう、ばい」と誤植され、肝心かなめのヤマバが去勢されてしまった恰好。このたびもピイ談がパイ談となつては、ミも出ない始末。

浅間山から鬼がケツ出して
カマでかつきる様な
尻をこいた
という俚謡を掲げて、早々に退散とする次第である。
(終)

二、へい死の要因考察

今年冬季の異常寒波による冷害後、大阪湾、播磨灘の水温上昇はおそく、さらに五月～六月上旬にわたる長雨によって塩素量も大巾に低下した。水温は九月上旬になつてやっと例年並に回復したが、塩素量は十月上旬でもなお例年よりやや低目を示している。この間、出現したプランクトン種類も例組成と大いに異り、量的にも少なかった。とくに目立った現象としては、三月中旬～四月上旬及び九月上旬には冷水性の葉脚類が爆発的に増量したり、八月～九月中旬にかけて帯鞭類による赤潮が目立った。また六月～九月に例年多量にみられるミズクラゲが現われず、これにかわつてユウレイクラゲが多数散見された。魚卵、稚仔の採集量も七月～八月のアジ卵、九月～十月のカニ幼体が例年より多量であったほかは、極めて少な

かった。
a 播磨灘における水温は、九月上旬には例年なみに回復している。冬期のような低水温によるものとは考えられない。
b 八月～九月、淡路東岸、明石海峡及び家島周辺でみられた帯鞭類を主とした赤潮は、相当密度の大なるものであったが、内湾、入江のような浅所でも死骸沈積ふ敗による酸素欠乏や有毒物質の発生は観測されてはいない。まして上記海域のように一五～四〇米深の海域では予測し得ないことであるし、十月上旬の観測結果でもPH(水素イオン濃度)は8.2～8.3、O₂(溶解酸素量)は5.0cc/l前後でともに常態で、赤潮によることも考えられない。

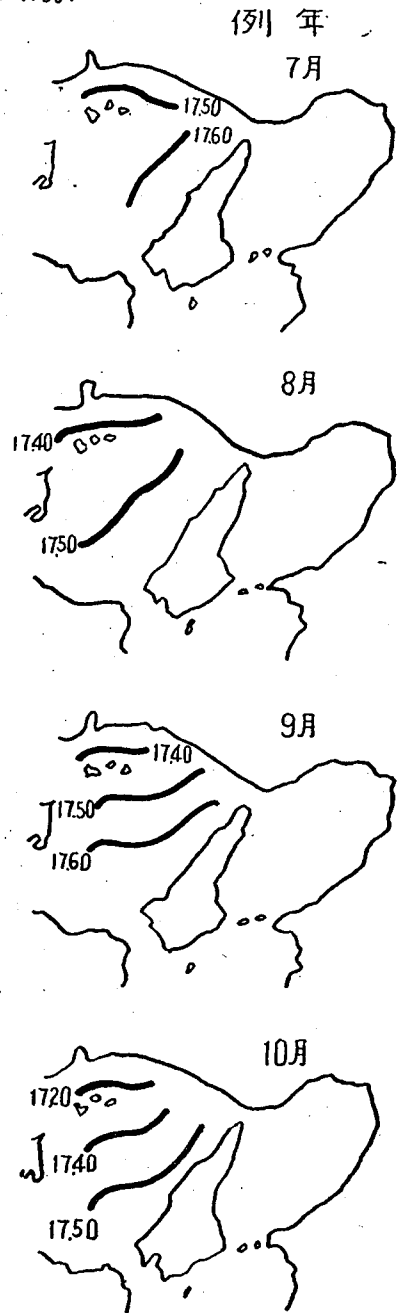
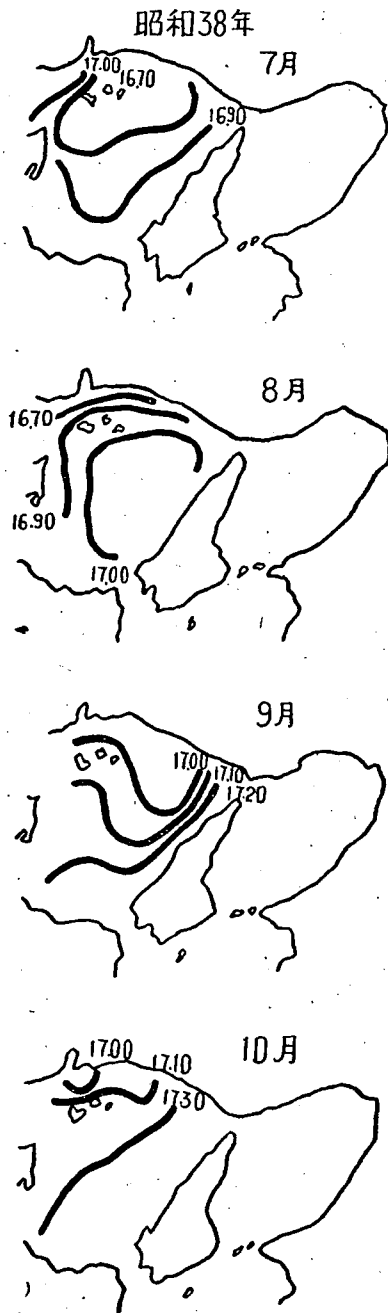
c 播磨灘における塩素量は、前述のように五月～六月上旬の長

雨(例年量の二倍強)によって大巾に低下している。この塩素量の低下は海域の底部にまで及び、八月上旬でも二五米層で17%(海水1リットル中の塩素量17gのこと)に達しない水塊が認められた。
六月上旬から北部沿岸の陸水流入によって、低塩素量水塊が徐々に南部に拡大停滞した推移が、月例観測結果で十分認められる。

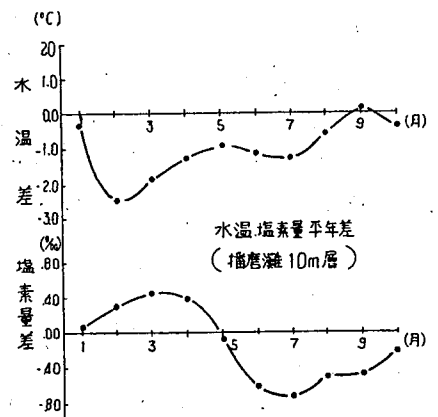
以上の諸要因から今夏の低塩素量水塊が大いに影響したものと考えられる。すなわち
① へい死水族は比較的高塩素量水塊に達するため、棲息海域が南部へ漸次圧迫され、したがって棲息密度が高まった。

- ② 冬期冷害以後の主要プランクトン及び餌生物(カニ、エビ等の甲殻類、環形動物)の不足
 - ③ ①及び②による相互餌料圧迫と貧栄養
 - ④ 上島周辺域のヒトデの大量増加による忌避
- (別図参照)
三、今後の見通し

播磨灘塩素量分布(‰)
(10m層)



漁港について連載御指導下
 された。
 佐竹係長が身体の具合が
 悪く、ずっと休まれてい
 ましたので、10月号には
 休載いたします。11月号
 より引続き「けいさい」
 いたします。



八月〜九月の播磨灘東部の底棲水族のへい死要因が、低塩素量の影響による棲息海域の狭少、棲息密度の増大を来した結果と推察されるが、イカナゴでは当才魚の発生量の多い年、タコでは産卵後のものが年によつてはへい死している現象もかなり見聞されている。

十月上旬の観測では、この低塩素量水塊も例年並の北部海域に移行し、次第に回復しつつあるし、九月上旬から十月上旬にかけてはカニ類の幼体も爆発的に増加したので、南庄されていた棲息海域も徐々に拡大される模様で、へい死現象の峠は越したものと思われる。

○ ワカメ種苗の配布はじまる

ワカメの種苗培養も終りに近く、養殖を計画している所では沖出しの準備にかかっている。水試では県下五箇所の種苗を種糸の長さ三〇〇メートル分培養してきたが、十月中旬現在培養水温は一八・五度と、海水より降下が早いので既に芽胞体が多数出現している。

移殖効果試験のため、県下に種糸を配布して業者に沖出し養殖を委嘱するが、水試では成熟発芽促進処理(従来の「仮沖出し」)を既に陸上

でおこなっているので、配布を受けた種糸は直ちに沖出しができる。受配申込をされた人は早速本養殖の資材を用意されたい。配布は十一月上旬頃の予定、

○ 但馬水産普及員協議会発足

― 香住 ―

さる十月八日、但馬水産普及員協議会の席上で、この地区の普及員の間を一段とかためるべく、普及員の間で正式に規約がきめられ、新しく協議会が発足した。このように普及員相互の連繋が従来よりさらに密接になることは、とかく複雑といわれている普及事業の推進に、潤滑油として大きな役目をするものと関係方面から期待されている。

淡路ニュース

● 並型魚礁の入札

十月十一日淡路水産指導室に於て並型魚礁(洲本市、津名町、淡路町、北淡町、西淡町、南淡町、神戸市)約二、三〇〇箇の入札を行い、野口組(岡山)が落札した。

● 淡路地区貯蓄増強協議会

開催

十月十六日淡路水産指導室に於て信漁連主催の右協議会を開催したところ、各組合より組合長、役員多数御出席下され極めて有意義な協議会であった。

- (1) 開会の挨拶 塩崎信漁連副会長
- (2) 来賓挨拶 農林中央金庫 神戸事務所 杉本所長 水産課 吉岡係長

(3) 協議事項

- (イ) 信漁連山形氏より貯蓄事業の現況について詳しく報告あり
- (ロ) 地区代表よりの発表

(東浦) 生穂港業協同組合

柳 主事

(西浦) 尾崎漁業協同組合

吉田 主事

(南浦) 沼島漁業協同組合

金丸 参事

以上三代表者により貯蓄増強の苦心談並に実績発表が夫々行はれた。

- (4) 昭和三十八年度貯蓄目標額について信連の定期貯金目標額(案)を提示し万場一致之が賛同を得る。

終にのぞみ大津参事より重ねて之が目的遂行の為御協力下さる組合長、役員の方々に御挨拶があり閉会。

信漁連ニュース

去る十月十六日開催された淡路地区漁協貯蓄増強に関する協議会の大意については別掲「淡路ニュース」に掲載の通りであるが今少し詳しく記述して見ることにする。

当日淡路水産指導室の階上には指導室の皆さんの御骨折りで出席者一同が相会するように机が配置され、これに地域順に組合の名札が吊るされたので会議が一層なごやかに運ばれた。

先づ組合長や担当職員が所定の位置に着席、これに来賓主催者合せて約五十名、会議としては上々である。

正面には「十月七日」貯蓄の日、「あなたの貯蓄はあなたをまもる」貯蓄増強中央委員会のポスターが貼られている。

十時五十分開会、塩崎副会長より平素の謝意と今後の支援方懇請を兼ねた開会の挨拶があり、次いで大津参事よりも重ねて深謝の挨拶を行いこの程着任された農林中央金庫神戸出張所長杉本茂氏を紹介する。杉本所長より「詩の国夢の国淡路島に参

り皆様と相会することの出来ましたことは光栄である、本県の漁協貯蓄成績は全国的にもそのレベルは高く今や十五億円の巨額に達し漁家当り平均額より見ても極めて良好である、しかしその内容をよく検討した場合、淡路地区は比較的低調であるようだがそれにはそれなりの理由もあるであろうが、漁業者の数に於いても漁獲高に於いても県下四地区(摂津、播磨、淡路、但馬)中断然第一位を占める淡路地区としては一顧を要する問題ではないでしょうか、漁業構造の改善が現在の漁村の重要問題として取り上げられ漁村経済の根本的立直りが急務とせられる今日、資金導入の第一歩は組合貯蓄の増強にかかっていることは当然であります。この意味から申しましても本日の会議が極めて意義があると思えます。及ばず乍ら中金としても今後系統金融機関として皆様方の御所望には出来得る限りの御援助申上げたいと思う」との御挨拶があった。次いで吉岡県水産課組合係長から県下貯蓄優良漁協について説明され左記の標準に依る組合貯蓄目標額を樹立することが大切であると強調された。

一、年間の水揚金額をその組合の貯蓄目標額として水揚金額より天引貯金すること。
 二、組合の出資目標額を年間組合水揚高の一割見当として天引積立てること。
 次いで信漁連よりの報告事項として県下地区的信漁連との取引状況、信漁連の現在の貯金及貸付金の金利等に対する説明があり、今後の組合信用事業増強についての希望事項を述べた。
 正午昼食のため休憩
 午後一時再会
 東浦代表として生穂漁業協同組合柳主事より同組合の現在に至る迄の貯金事業の苦心談を詳細に亘り説明されたが、同組合としては組合員五〇名の漁協としては小型の部類に属するが系統金融八割以上を堅持しつつよく今日の基礎を築かれたことには深く敬意を表したい。
 次いで西浦代表尾崎漁業協同組合吉田主事よりも同様、今日迄の経過の報告があった、同組合は漁船のデセル化による燃油消費節約年額百五十万円を定期貯金に振りかえたいと考える。

最後に南浦代表、沼島漁業協同組合金丸参事より同組合の信用事業全般について詳細な報告があった。
 組合員二百七十六名組合としては大型に属するが、貯蓄成績は県下組合中でも有数である。
 組合事業全般に亘ってよく調和がとれて何れも良好な成績であるが殊に貯蓄事業にあって四百口に亘る貯金口座は番号によって貯蓄事業に最も大切な秘密厳守が励行されていることは特筆に値するものと思う。
 尚系統利用一本建てよく増強の推移が図表によって提示されている。
 次に昭和三十八年度県下漁協貯蓄増強目標額一億八千万円、この内、信漁連定期貯金目標額は一億円であるが、淡路地区漁協よりの定期貯金は二千万円として別表組合別金額を發表説明した処、出席者全員から異議なく了承を得たことは全く感謝の外はない。本件に対し吉岡係長よりも出席者各位に対し単に割当のみで終るのではなく実現する様に御努力願いたいと希望を述べ、大津参事からも同様謝辞と懇願の挨拶があった。

組合別定期貯金目標は次の通りである。

昭和38年度定期貯金 募集目標額 (単位万円)

組合名	(数字は目標額)
由良	七〇
東由良町	一〇〇
由良町中央	五〇
洲本	三〇
炬口	五〇
塩田	四〇
志筑	三〇
生穂	八〇
佐野	一一〇
釜口	三〇
飯屋	一四〇
森	七〇
浦屋	三〇
岩屋共栄	七〇
岩屋	七〇
野島	一〇
富島	七〇
浅野	七〇
育波	五〇
室津	一〇〇
尾崎	八〇
郡家	五〇
江井	五〇
山田	一〇
都志	三〇
鳥飼	三〇
松帆	一〇
湊	三〇
津井	一〇
丸山	一〇〇
阿賀	五〇
福良	一一〇
南淡	三〇
沼島	一一〇
計	二、〇〇〇

生活の科学化

“消費者は不満がいっぱい”

— 魚肉及び加工品

モニターの報告から—

“消費者は王様”という言葉が、最近、新聞紙上によくとりあげられ、次第に耳馴れたものとして浸透しつつある。

というのは、現代の物質文明の波の中にあつて、個人は、不断に流れる大量生産のペースにまきこまれ、単なる消費のためのものになり、社会的には、消費のための単位にすぎないといわれるようになっていくところから、この、たえず押しつけられている消費の在り方から、逆に、消費者こそこれらのものを選択して行くべきであるという考え方が起つてきたわけである。

県が取上げている“生活の科学化”の一つとして、消費生活モニター制度も、そのような観点から採用されたものといえる。以下第一回のモニターの報告を紹介することとした。

県水産課 吉中技師

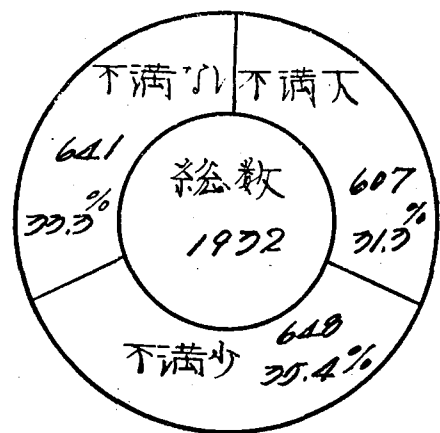
経済の成長に伴って、年々増える所得を、合理的に生かして使うことにより、実質的な県民生活の向上を期そうとする意味において、県政の重点施策である“生活の科学化”が推し進められている。

そのうちの一つの対策に、消費生活モニター制が採用され、関係市、婦人団体、一般からの応募によって

75名のモニターが、あらゆる部面に目を光らしたのであるが、ここでは、「魚肉及び加工品」についてのアンケートを中心として紹介したい。

まず総体的な「買物の不満」を見ると、(1)表のとおりである。

(1) 表 総括



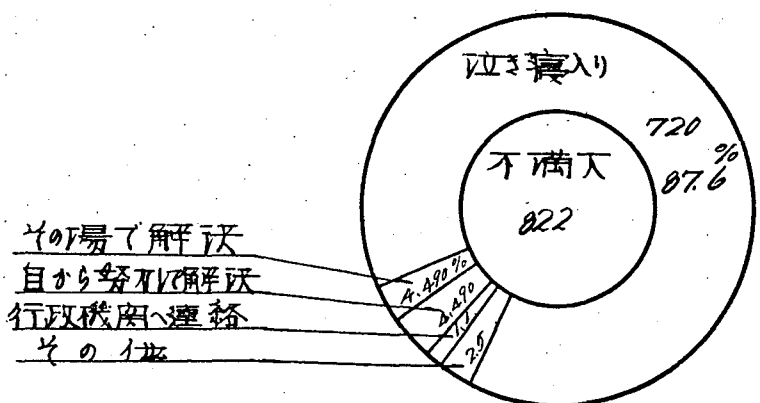
このように、買物について何らかの不満をもっているものが、全体の65%を占めているのであるが、さらに、この不満をどうしているか、をみると(2)表のとおりである。

この表でおわかりのように、泣き寝入りか87%以上を占めていることが、とくに目を引くのである。

ただ、以上の総体的な不満は、食料品15分類、日用品2分類、繊維見品3分類、電気製品4分類の計24分類をまとめたもの。

「魚肉及び加工品」はどうかとい

(2) 表 不満の処理



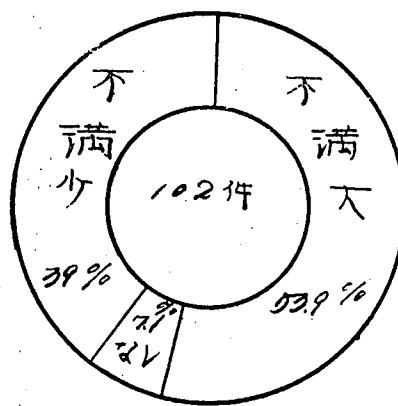
うと、(3)表をごらんいただきたい。92%が、多かれ少なかれ、何かの不満をもって買っているようである。

これは、野菜、食肉と並んで、最も不満の多いものの一つであるといわれている。

その内容は(4)表のとおり—

(4) 表

順位	不満の種類	不満の具体的事項(主なもの)
1	食品衛生	冷准設備なし、調理場不潔、包装不良、行商水なし、人工着色
2	品質効用	古いものを売る、安いものはまずい
3	価格	価格高
4	量目	目方不足
5	販売態度	押しつけ
6	表示	表示不足(製造年月日、目方)行商欠売り
7	広告	誇大広告



魚肉及び加工品

不満の処理は

泣き寝入り……………八五%

その場で解決……………四・六%

自ら努力して解決……………八・一%

その他……………二・三%

X X X

「魚肉及び加工品」に対するこのような不満の内容を、ミスターXの口を借りて、そのままひらたく言いかえてみると、ほぼ次のようになるようである。

——だいたい魚肉やその加工品を売る店は、もうちょっとキレイにしてもらわんと、どもならん。マナ板を水で洗っているが、もう一つ清潔に見えん。買って帰って、そのまま口へ入れる刺身などを作るところは消費者へ不安を与えないように、清潔感に溢れたようにしてくれるともっと鮮魚は売れるんじゃないかと思う。それに、刺身を包む古新聞はいつたいだろう。もっと包装にも気をつけて貰いたいものだ。それに、冷凍設備ぐらいいはもってもらいたい。家庭でさえ電気冷蔵庫の普及がこんなに進んでいるのに、販売店に無いというたとは、全くのナンセンスではないか。とにかく、魚食宣伝といっても、末端の店舗が

こんなようではタヨリないこと甚だしいといわねばならないヨ——
という具合になるのである。

さすがに、肉屋さんへの不満のなかに、冷凍設備の要望はない。

その他、行商の水、加工品の人工着色、目方が不足する。販売態度が押しつけである。加工品等で、表示がしてない(ソーセイジ等の製造月日など)等々、いうならば、//不満だらけの消費者//といえるのである。

なかでも、//安いものはまずい//という不満には、「こんなことはアタリマエで、なにをいってるんだ」という人も多いと思われるが、よくよく聞いてみると、実はこれには二つの意味があるというのである。

単に、//安かろう悪かろう//というものと、良い銘柄のものとそっくりそのまま、割引品と見せかけているが、買って帰って食べてみれば味が全然悪いという、いわゆる羊頭を掲げて狗肉を売るといふ感じのもの二つである。

安いから悪いですよの売り方ではなくて、安くて良いですよという言葉で買って帰ってみて、ダメされた結果、やはり//安いものはまずい//とサトった心理的なものの方が

あるのである。

X X X

ともあれ、//消費者は王様//このモニターの報告は、水産関係者にとって、一つの大きな問題を提起したものとみることができよう。

それは、できるだけ鮮度を保って、売り方に注意して、魚価の維持と消費の拡大を図ろうとする漁業関係者からすれば、//我々の漁獲物をいったいこんな売り方をしてよいものなのか//という、今度は生産者としての不満が持ち上ってこようというものである。

さらに、「こんなものでない、清潔な小売店の推進こそ、消費者のためばかりでなく、生産者としても心から望むものである」ということもなるであろうし、また生産者から直接、優秀なモデル小売店に協力して特産水産物のP・Rをはかってゆく方法も浮んでこようというものであるかもしれない。



凍結装置（コンタクトフリーザ）について

水 試 豊 永 技 師

現在の我々の食生活は昔と比し、非常に変わってきたことはよく承知のこと、この大改革をもたらしたものに冷凍・冷蔵が大きなウエイトを占めていることは確かである。そして今後ますます冷凍・冷蔵の技術の発展と共に食生活も、もっと簡易な衛生的なものとなっていくであろうと容易に想像される。昔話に、江戸時代に或る孝行息子が、余命いくらもない老母の最後の願いであるミカンを食べたいという望みをかなえるため、江戸中の八百屋をさがし求めたが、ミカンの時節外れであるため一コのミカンも手にすることができず、最後の孝行がかなえられなかったという涙ぐましい話を聞いたことがある、現在では、ミカン等の果物は、全く時節に関係なく、冷凍品、缶詰と事欠くことのない、非常に有難い世の中になったものである。

が美しく顔を見せているのに一驚する、私がこれらの冷凍品を見て、非常に衛生的で、手軽（料理するのに）な感じがする一面、冷凍品は味が悪かろうという先入感でもって見すごすのがこれまでであった、しかし最近私がよく食べる「イカサシ」は冷凍品がほとんどで（冷凍品といっても価は安くはない）食ってみるとなかなかいける、これでは冷凍品といって頭からまずいと断定することはあやまりであると宗旨を変えてもっぱら衛生的感覚な冷凍品をいただいで楽しんでる現況です。前おきは以上で止めて、本題の冷凍について述べる。冷凍品は、冷凍前の魚の鮮度のよいものでないとよい製品とならないことは論をまたないが、同時に凍結作業が速やかで、しかも凍結品を十分な能力の冷蔵庫で保管したものでなくてはならぬという、3つの条件を満たすことが絶対に必要なことです。以上3つの条件のうちの研究課題は凍結作業

の敏速が一番に上げられる、勿論凍結品の貯蔵中の目減り防止の研究も重要なことではあるが、この凍結に必要な凍結装置について説明する。

凍結装置は凍結ができるだけ急速に行われ、しかも経済的な装置でなくてはならない、現在使用されている凍結装置を大別すると、

- ① 空気凍結法……低温の静止空气中で凍結する方法
- ② エアプラス凍結法……冷風中で凍結する方法
- ③ 接触式凍結法……低温板間に被凍結品をはさんで凍結する方法
- ④ 浸漬式凍結法……低温の液体中に浸して凍結する方法

で、一般に①及び②による方法が大半である、③は御承知のコンタクトフリーザと呼ばれる装置で、一番すぐれたものであるが、価額が他の装置に比して高くつく欠点から、広く用いられてない現況である。しかし、将来の凍結品の普及発展を考えると、このコンタクトフリーザの普及が大いに望まれるのである。

- ①②の方法による装置は一般的で皆様も大半御承知と思うので、特に、③のコンタクトフリーザについて述べる。

コンタクトフリーザの構造の大

要は、直接凍媒（アンモニア・フロンガス）を、或いはブラインを、上下数段式は、十数段に設けた、中空の金属板（フラットタンクと呼ぶ）に通し、そのフラットタンクの間に凍結する物品を挿入して凍結させるのである。フラットタンクは油圧式は手で動かして凍結する品を0.1kg~0.3kgの圧力を加えてより速やかに凍結を完了さすようになってくる。以上が大体の構造であるが、皆様方にはその設備費に関心が多からうと思うので、一例をあげてその価額を示し参考に供しますと、

一トン（日産）凍給のコンタクトフリーザの仕様

- 型式……直接冷却式
- フラットタンク……六段（一段に一〇kgパン四板入）
- 冷凍機……アンモニア〇五馬力
- 価額……「約三五〇万円見当」ただし外建築・外線電気工事を除く

このように他の凍結装置よりみて、トン当りの設備価額は高くつくが、「えび」等の高級品の凍結には、その魚価・魚獲量よりコンタクトフリーザの方が採算面より有効でないかと思える。今後の冷凍品の普及発展は冷凍品が生と変らぬ味をもつことで、このためには、急速に

凍結を行うことが絶対条件であることを思えば、この装置が普及するところが現在では望まれるところである。

以上簡単に述べたが、大体的ところを理解願ひ、将来実際に計画し、実施される場合は、直接御相談下さいれば結構と思ひます。

沿岸漁業等振興法

農業においては二年前すでに農業の憲法とも云うべき「農業基本法」が出来て、これからの農業の向うべきみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示し、着々と各種の事業が行はれていきます。水産業においてもかねてから農業と同じような制度の必見性が叫ばれておりまして、本年七月「沿岸漁業等振興法」が国会を通過し、八月一日（法律第百六十五号）で公布、施行されています。

ここに「法律」及び「施行令」の全文を掲げますが、この解説については、本年三月県下全漁業者に配布した「漁業基本対策の手びき」（兵庫県農林部水産課）に詳細出ておりますので御参照下さい。なお、漁村研究グループ、四日クラブ、婦人部等で研究会等を開かれる場合は要請

あり次第県担当職員が出向き御説明致します。

法律百六十五号

沿岸漁業等振興法

沿岸漁業等振興法をここに公布する御名御聖

昭和三十八年八月一日

内閣総理大臣 池田勇人

(目的)

第一条 この法律は、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に関し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従業者が他産業従業者と均衡する生活を営むことを明することができるところを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

- 一、政令で定める小型の漁船を使用し、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- 二、漁具を定置して行なう水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く）

- 三、水産動植物の養殖の事業
- 2 この法律において「沿岸漁業等」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

- 一、沿岸漁業
- 二、沿岸漁業以外の漁業で、その漁業に係る漁業生産活動の大部分が政令で定める中小漁業者により行なわれているもの

(国の施策)

第三条国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、次の各号に掲げる事項に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一、水産資源の適正な利用、水産動植物の増殖、漁場の効用の低下及び喪失の防止等によって、水産資源の維持増大を図ること
- 二、漁港の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によって、生産性の向上を図ること
- 三、経営規模の拡大、生産行程についての協業化、生産性の高い漁業への転換、資本装備の高度化等と漁場の利用の合理化とによって経営の近代化を図ること
- 四、水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物（加工水産物を含む。以下同じ）の保蔵及び輸送の施設の整備、水産物の取引の近代化、水産加工業の振興、水産物の生産及び流通の調整等によって、水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定を図ること
- 五、海外市場の開拓、輸出に係る水産物の競争力の強化、輸取出引の秩序の確立等によって水産物の輸出の振興を図ること
- 六、水産物の輸入によって、これと競争関係にある水産物を生産する沿岸漁業等に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合において、必要があるときは輸入の調整等によって経営の安定を図ること
- 七、漁業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること
- 八、災害による損失の合理的な補てん等によって再生産の阻害の防止及び経営の安定を図ること
- 九、教育、試験研究及び改良普及の事業の充実等によって近代的な沿岸漁業等の従業者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること
- 十、職業紹介の事業の充実、漁村地方における農業、工業等の振興等によって沿岸漁業等の経営に係る家計の安定に資するとともに、沿

岸漁業等の従事者及びその家族がその希望及び能力に従って適当な職業に就くことができるようにすること

十一、漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によって、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること

2 前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、第三条第一項の施策を講ずるにあたっては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

(沿岸漁業等の従事者等の努力の助長)

第六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第四条の施策を講ずるにあたっては沿岸漁業等の従

事者又は沿岸漁業等に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

(沿岸漁業等について購じた施策に関する年次報告等)

第七条 政府は毎年国会に、漁業の動向に関する報告書並びに政府が沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書及び講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

(沿岸漁業の構造改善事業)

第八条 国は、沿岸漁業に係る構造改善事業が総合的かつ効率的に行なわれるように必要な助言、助成等の措置を講ずるものとする。

2 前項の構造改善事業は、次に掲げる事項を行なうために必要な事業とする。

- 一、生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善
- 二、魚礁の設置、養殖漁場の造成等生産基盤の整備及び開発
- 三、集団操業に係る先達漁船の建造、能率的な漁具及び漁ろう装置の設置等経営の近代化のための施設の導入
- 四、水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の施設の整

備

五、その他沿岸漁業の構造改善に關し必要な事項

(中小漁業の振興)

第九条 国は、第二条第二項第二号に該当する沿岸漁業等の業種で、その業種に係る沿岸漁業等につき次の各号に掲げる事項に關し改善を行なつてその振興を図る必要があると認められるものについて、当該改善に係る基本的事項を定めて公表するとともに、当該基本的事項に定めるところによりその改善を行なう当該業種に係る中小漁業者及びその者を直接又は間接の構成員とする団体に対し、必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行つて当該業種に係る沿岸漁業等の振興に關し必要な措置を講ずるものとする。

- 一、水産資源の利用に関する事項
- 二、漁船及び漁具、漁ろう装置、その他の設備並びに水産物の保蔵及び輸送の施設に関する事項
- 三、水産物の流通及び取引関係に関する事項
- 四、賃金等の労働条件その他の労働関係及び労働環境に関する事項
- 五、その他当該沿岸漁業等に関する事項

要な事項

(調査及び試験研究の充実等)

第十条 国は、沿岸漁業等について、水産資源の維持増大、生産性の向上、水産物の利用及び加工についての技術の改良発達等を図るため、国の試験研究機関の行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、沿岸漁業等に関する調査及び試験研究につき、その重複を避け、及びその成果を高めるため、その課題、方法等について他の試験研究機関と協議し、当該調査及び試験研究を他の試験研究機関と協力して実施する等必要な措置を講ずるものとする。

(改良普及の事業に従事する職員等)

第十一条 国は、沿岸漁業の生産性の向上及び経営の近代化並びに沿岸漁業等の従事者の生活改善を図るため、都道府県が、沿岸漁業等に関する技術及び知識を普及し又は沿岸漁業等の従事者らに主舌改善の指導を行なうことを主務とする職員並びにその職員を指導し及び沿岸漁業等に関する専門的職員について調査研究を行なうことを任

務とする専門の職員を置く場合に、その設置及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

(設置)

第十二条 総理府に、附属機関として、沿岸漁業等振興審議会(以下「審議会」という)を置く。

(権限)

第十三条 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は前項に規定する事項に關し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ、(組織)

第十四条 審議会は委員十五人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は非常勤とする。(資料の提出等の要求)

第十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは関係行政機関の長に對

し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十六条 審議会の庶務は、水産庁長官官房において処理する。(委任規定)

第十七条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は政令で定める。附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十七条まで及び附則第二項の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中、農林審議会の項の次に次のように加える。

沿岸漁業等振興審議会	沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第一六五号)の規定によりその権限に屈せしめられた事項を行うこと
------------	--

3 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く以下)の施行の日から昭和三十九年三月三十一日までの間は、農林大臣は、この

法律の施行に關する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。

4 この法律の施行の日から昭和三十九年三月三十一日までの間は、漁業法(昭和二十四年法律第二六十七号)第百十三条第一項中「二十五人」とあるのは「三十五人」と同条第三項第二号中「十人」とあるのは「二十人」とする

5 前項の規定による増員に伴って任命された中央漁業調整審議会の委員の任期は、漁業法第百十四条の規定において準用する同法第九十八条第一項の規定にかかわらず昭和三十九年三月三十一日までとする。

政令第二百九十五号

沿岸漁業等振興法施行令
沿岸漁業等振興法施行令をここに公布する。

御名御璽

昭和三十八年八月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

内閣は、沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)第二条第一項第一号及び第二項第二号の規定に基づきこの政令を制定する。

(小型の漁船の範囲)

第一条 沿岸漁業等振興法(以下「法」という)第二条第一項第一号の政令で定める小型の漁船は、無動力漁船及び総トン数十トン未満の動力漁船(農林省令で定めるところ載漁船を除く)とする。(中小漁業者の範囲)

第二条 法第二条第二項第二号の政令で定める中小漁業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が千トン以下である漁業者とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣	池田 勇人	大蔵大臣	田中 角栄
外務大臣臨時代理	福田 一	文部大臣	灘尾 弘吉
農林大臣	赤城 宗徳	厚生大臣	小林 武治
通商産業大臣	福田 一	農林大臣	赤城 宗徳
運輸大臣	綾部健太郎	郵政大臣	古池 信三
労働大臣	大橋 武夫	建設大臣	河野 一郎
自治大臣	早川 崇	大蔵大臣	田中角栄
		農林大臣	赤城宗徳

内閣総理大臣 池田勇人
注——線の部分は以前「漁業基
本対策の手びき」に掲載した法案

とは異なった部分である。

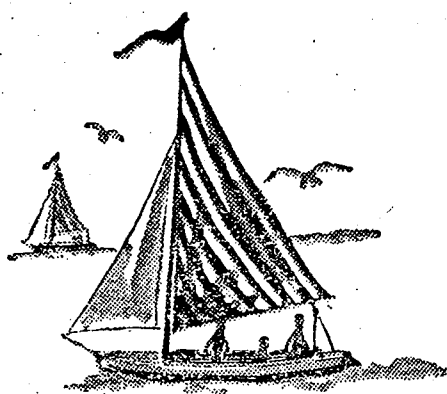
(調整係)

お知らせ!!

十一月一日より県庁の電話番号が

神戸④局七四三一から
神戸④局七七一一に

変更しますのでお知らせします。



内海、但馬両漁連合併促進委員会の委員に次の二氏の掲
載もれがありましたのでお詫び方々御報告いたします。

委員 島田信漁連会長

杉本農林中金所長

海苔種網(愛知、徳島、九州、高松)
配布予定日

本年度の県外よりの種網配布日(予定)は左記のとおりですの
でお知らせいたします。

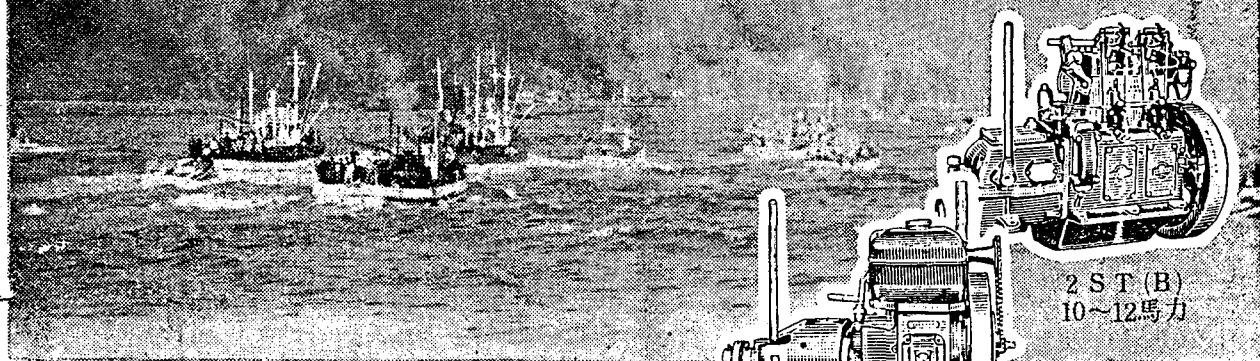
記

- 愛知網(不佐協協) (大塚) (大草) はいづれも来る11月5日
- 徳島網(橋漁協) 11月上旬
- 高松網(玉藻漁協) 11月上旬
- 岡山網(乙島漁協) 10月24日 (配布済み)
- 九州網 11月上旬
- 県人工(赤穂) 11月上旬

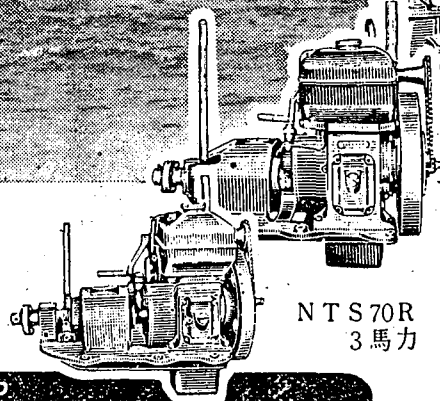
10月下旬より11月上旬になり、次と県外網の配布がありますの
で、養殖業者の方々は、いつでも引取れるよう万全の御準備をお
願いします。

早く漁場へ...早く市場へ...

創業 50年
YANMAR DIESEL ENGINE CO. LTD



漁船主機用
3—800馬力



2ST(B)
10~12馬力

NTS 85
4馬力

NTS 70R
3馬力



YANMAR DIESEL ENGINE CO. LTD

ヤンマーディーゼル株式会社

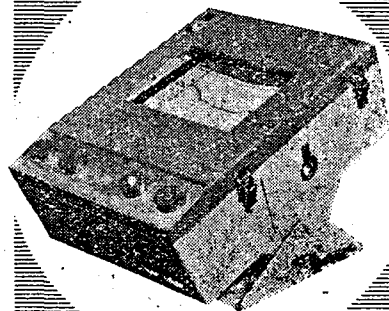
本社 大阪市北区茶屋町
支店 大阪・東京・福岡・札幌・高松・広島
出張所 金沢・岡山・旭川・大分



の技術を誇る画期的な沿岸漁業用魚探機

オールトランジスタ
FC 10
無接点方式

手入れのいらない無接点
半永久的なトランジスタ
電力が少なく経済的
何処でも使える小型、軽量
大きな窓で見易い記録



海上電機株式会社

本社 東京都千代田区神田錦町1-19 電話東京(291) 2611-3 8181-3
神戸営業所 神戸市生田区明石町32(明海ビル) 電話(13) 2628-3701 (39) 2380

発行所 神戸市兵庫区新在家町 123 兵庫県立水産会館内 兵庫県漁業協同組合連合会
発行人 三浦清太郎